

社会福祉法人栗山会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人栗山会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員(理事長、理事)については、報酬、賞与及び役員退任慰労金を支給する。
- (2) 非常勤の役員等(理事、評議員、監事)については、業務に応じた報酬及び役員退任慰労金を支給することとし、賞与は支給しない。
- 2 役員退任慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任したものについては、その家族に支払うものとする。
- 3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間5,000万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 5 この法人の常勤理事の賞与及び退職慰労金は、別表2に定める額とする。
- 6 各々の常勤理事・常勤監事の報酬月額は、別表3のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 7 非常勤役員に対する報酬は、別表4に定める額とする。

(費用弁償)

- 第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
 - 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、別紙5の出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

- 第6条 常勤役員の報酬等及び費用(旅費を除く)は、毎月15日に支払うものとする。ただしその日が国民の祝日に関する法律に規程する休日、土曜日又は日曜日にあたるときは、これらの前日とする。
- 2 賞与については、毎年6月及び12月とする。
 - 3 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

- 第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中で置ける就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規程にかかわらず、常務役員が死亡によって退任した場合、その月

までの報酬を支給する。

(端数処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じた時は、次のように端数処理を行う。

(2)50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(3)50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は平成30年6月22日から施行する。

別表1（評議員の報酬）

	日額
評議員会への出席	12,000 円
上記の他、他人・施設業務のための出勤	12,000 円

別表2（常勤理事の報酬等）

(1) 賞与

	計 算 方 法
6月・12月の賞与	報酬月額×職員賞与の算定に準ずる係数

(2) 役員退職慰労金

	計 算 方 法
役員退職慰労金の計算方法	<u>役員退職慰労金「常勤理事」</u> 最終報酬月額×在任年数×功績倍数 <u>同「非常勤役員等」（理事、評議員、監事）</u> 在任年数×1万円 ・非常勤役員等の上限は10万円とする ・いずれも在任年数の端数は切り上げとする

功績倍数は次のとおり

在勤在任年数	
10年以上	×2.0
8年以上 10年未満	×1.8
6年以上 8年未満	×1.6
4年以上 6年未満	×1.4
2年以上 4年未満	×1.2

別表3（常勤理事・常勤監事の報酬月額表）

号	月 額 (円)
1	300,000
2	350,000
3	400,000
4	450,000
5	500,000
6	550,000
7	600,000

8	650,000
9	700,000
10	750,000
11	800,000
12	850,000
13	900,000
14	950,000
15	1,000,000

別表4（非常勤役員報酬）

（1）理事

役職名	日 額
理事会等会議への出席	12,000 円
上記の他、他人・施設業務のための出勤	12,000 円

（2）監事

役職名	日 額
監事監査への出席	15,000 円
理事会 評議員会等会議への出席	12,000 円
上記の他、他人・施設業務のための出勤	12,000 円

別表5（役員及び評議員の旅費等）

旅 費	宿 泊 費	報 酬	その他
実 費	実費 20,000 円以内	15,000 円	実 費

改廃記録

日付	改廃	内容
H30. 6. 22	制定	
R2. 6. 29	改訂	下表「R2. 6. 29 改訂表」参照 改廃日は評議員会での承認日

R2. 6. 29 改訂表

	改訂前	改訂後
第3条(2)	非常勤の役員等（理事、評議員、監事）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び役員退任慰労金は支給しない。	非常勤の役員等（理事、評議員、監事）については、業務に応じた報酬及び役員退任慰労金を支給することとし、賞与は支給しない。
表2(2)	<u>役員退職慰労金「常勤理事」</u> 最終報酬月額×在任年数×功績倍数	<u>役員退職慰労金「常勤理事」</u> 最終報酬月額×在任年数×功績倍数 <u>同「非常勤役員等」（理事、評議員、監事）</u> 在任年数×1万円 ・非常勤役員等の上限は10万円とする ・いずれも在任年数の端数は切り上げとする